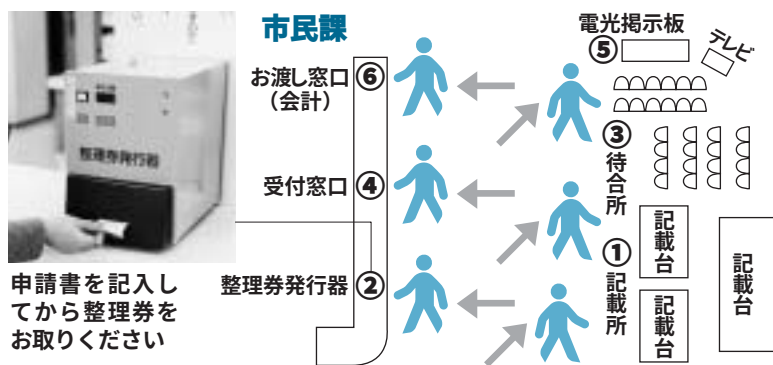


市役所の市民課窓口

より利用しやすい窓口づくりを進めています

とかく混雑しがちな市民課窓口。市では、みなさんが快適に窓口を利用できるようにと、整理券方式による受け付けを行ったり、日中、仕事などで手続きに来られない人のためには、受付時間を延長したりするなど、より利用しやすい窓口づくりを進めています。また、郵便や電話で住民票などを請求できる制度もありますのでぜひご利用ください。



◆整理券方式で手続きがスムーズに
市民課で手続きが必要な人は、申請書に記入のうえ整理券を取り座ってお待ちください。窓口では整理券の番号順にお呼びします。手続きの流れは左図①～⑥のとおりです。

◆毎週火曜日は午後7時まで受け付け

毎週火曜日(祝日、年末年始は除く)は、市民課窓口の受付時間を午後7時まで延長(試行)しています。



●延長時間に取り扱う業務

住民票、住所証明、年金受給者現況届証明書、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、身分証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、戸籍記載事項証明書、外国人登録原簿記載事項証明書

なお、印鑑登録の申請、転入・転出・転居などの住民異動届は取り扱いませんのでご注意ください。

◆郵便局で申請できる「成田メール」をご利用ください

市内の郵便局から住民票と戸籍の謄本・抄本の申請ができます。

市民課分室もご利用ください

取り扱う業務と受付日時は下表のとおりです

【遠山分室・☎35-2000】

- 住民票・住民票記載事項証明書・住所証明の交付、年金証明
- 印鑑登録証明書の交付(印鑑登録はできません)

(取り扱う業務は上記のみですのでご注意ください。)

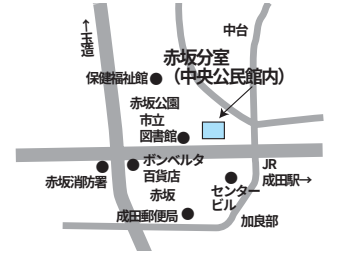
受付日時＝火曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(公民館の休館日、祝日、年末年始は除く)



【赤坂分室・☎26-3327】

- 住民票・住民票記載事項証明書・住所証明の交付、年金証明
- 印鑑登録証明書の交付(印鑑登録はできません)
- 戸籍や除籍の謄本・抄本、附票の交付
- 転入・転出・転居などの住民異動届

受付日時＝月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始は除く)



「成田メール」という制度で、手続きは次のとおりです。
●請求できるもの
住民票、戸籍の謄本・抄本
●手続きの方法
①印鑑を持って市内の郵便局へ。
②郵便局に置いてある「成田メール」専用の申請書と往信用・返信用の封筒に必要事項を記入して切手を張ってください。
③手数料として郵便局の定額小為替を必要金額分だけ買って同封して投函(住民票1通300円、戸籍の謄本・抄本1通450円)。
④申請のあった書類を市民課で作成し、同封の返信用封筒で自宅へ返送します。通常、3～4日で届きます。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

電話予約で土・日曜日に

平日市役所に来られない人のために、あらかじめ電話予約により、住民票や納税証明などの諸証明書類を、土曜日と日曜日に市役所の守衛室と中央公民館で受け取れる制度があります。

◆ 予約の方法

電話で担当課に交付の予約をしてください。

● 受付日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

● 受付時間 午前8時30分～午後5時（ただし、金曜日は午後3時まで、金曜日が祝日の場合は前日の午後3時まで）



◆ 交付の方法

● 交付日 土・日曜日

● 交付場所 市役所地下1階守衛室、中央公民館

● 交付時間 午前8時30分～午後5時

◆ 交付できる書類

▽ 市民課（云20・1525）

住民票、住所証明

▽ 税務課（云20・1513）

納税証明、課税証明、所得証明

非課税証明、所得証明（児童手当・扶養手当・奨学金、法人住所証明、狩猟証明、諸証明（課税確認・国民健康保険税払込証明）

▽ 資産税課（云20・1514）

評価証明、評価通知、資産証明

公課証明、特定市街化区域農地証明

※ 交付を受けるときは、本人であることを確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）をお持ちください。くわしくは担当課へ。

老人医療の受給者に 差額ベッド料金を助成

老人保健の対象者が15日以上継続して差額ベッドを利用した場合、料金の助成をしています（ただし、本人の所得制限があります。なお、お医者さんにかかるときは健康保険証と老人受給者証、健康手帳を医療機関の窓口提出してください。

● 助成限度額 1日1,000円を上限として年度内30日まで

● 申請期限 差額ベッド料金を支払った日の翌日から2年



お願い 健康保険証が変わったときは、病院へ行く前に必ず新しい保険証を持って保険年金課に変更の届け出をしてください。

※ くわしくは保険年金課（云20・1526）へ。

消費生活相談

Q & A

しつこいセールス撃退法

Q 最近、訪問販売や電話勧誘に悩まされています。しつこいセールスの断り方と注意点を教えてください。

A 「何の用？」 しっかり聞こう 身分と用件

業者名や売る商品の名前を言わないのは禁止行為です。来訪されたとき安易にドアを開けず、疑わしければ「訪問販売員教育登録証」の提示を求めましょう。電話の場合も業者名、連絡先を聞いてメモしましょう。

うまい話にご用心

事実と異なることを告げる、必ず

もうかるというのは禁止行為です。

「あなただけ特別」はない

ダイレクトメールや街中での勧誘は、無視し相手にしないこと。

勇気を出してきっぱり断ろう

契約するかどうかは消費者が決めることです。必要がなければ勇気を出して「いりません」ときっぱり断りましょう。迷惑だと感じたら「断ります」「帰ってください」と何度も伝えましょう。威迫し困惑させての契約行為は禁止されています。もし、断っても相手が譲らないときは、迷わず110番通報しましょう。

電話勧誘の場合も、一度深呼吸し



てから「いりません」ときっぱり伝えましょう。

特定商取引法の申し出制度

それでも悩まされるようならば、消費者などが行政（知事・大臣あて）へ情報を提供する手段として作られた特定商取引法の申し出制度を利用しましょう。

※ くわしくは消費生活センター（云23-1161）へ。

上町・花崎町地先の電線類地中化工事および上水道老朽管布設工工事

表参道の一部が夜間通行止めに

JR成田駅前から薬師堂前の表参道（左図参照）が、電線類地中化工事および上水道老朽管布設工工事のため、4日から平成16年3月31日までの期間、夜9時30分から翌朝6時まで通行止めになります。



電線のない街並みに（仲町）

すのでご協力をお願いします。

なお、7月1日～7日および12月28日～平成16年2月3日までの期間は、工事を中止しますので、交通整理員の指示に従って通行してください。

※くわしくは再開発課（☎20-1561）
または市水道部工務課（☎22-0269）へ。

2月は省エネルギー月間

電気を上手に使おう

便利でつい使い過ぎてしまう電気。暖房用をはじめとしてエネルギー消費が増大する冬季には、次の点に心掛けて省エネルギーに協力をお願いします。

- ・暖房中の室温設定は20度を越えないように設定しましょう
- ・冷蔵庫内に物を詰め過ぎないよう効率的使用しましょう
- ・見ていないテレビや不要な照明は、こまめに切りましょう
- ・寝るときや外出するときなどに、常時通電が不要な電気製品は、こまめにプラグを抜きましょう
- ・おふろを効率的に使用しましょう
- ・食器洗いなどに使用する給湯温度を低くしましょう

※くわしくは環境計画課（☎20-1533）へ。

電気災害事故防止

送電線や変電所のそばで遊ばないで

昨年10月、台風21号来襲時に成田市周辺で、切れた電線に触れ、感電死する事故が発生しました。

事故を防止するため、次のことを守りましょう。

- ・切れた電線には絶対に触らない
 - ・送電線・配電線の近くでラジコンなどの飛行機遊びをしない
 - ・電柱や鉄塔には登らない
 - ・変電所などの施設には入らない
- なお、切れた電線を見つけたら、電線に物が絡みついたときは、すぐに連絡をしてください。

※くわしくは東京電力株式会社千葉カスタマーセンター（☎0120-995-552）へ。

スリップ事故に注意

路面の凍りやすい冬場は特に気を付けて

冬は、路面の凍結や積雪によるスリップ事故が多く発生します。



2月の水道管内の排水作業日程

水道部では、赤水の発生を防ぐため、次の予定地区において、水道の排水作業を行います。
期間中予定地区では、一時的に減水あるいは、まれに赤水になることもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	作業予定時間
2月3日(月)	並木町(大久保台・成瀬台)地区	午後10時
2月4日(火)	並木町(上記以外)・不動ヶ岡地区	午後4時
2月5日(水)	飯田町・団護台地区	
2月6日(木)	宗吾・江井須地区	

※くわしくは市水道部工務課（☎22-0269）へ。

夜間や早朝は雪や雨水が凍結し、滑りやすくなっています。特に、橋の上や坂道、交差点、カーブ、トンネル内には注意が必要です。夜間の水まきは、凍結の原因になりますので、絶対にやめましょう。また、運転するときは必ずシートベルトを締めて、道路の状況に注意し、車間距離を十分にとり、安全な速度で走りましょう。

※くわしくは市民生活課（☎20-1527）へ。

相談日

◆市民相談所(☎ 20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時 8日は休み

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

20日(木) 10時～3時

不動産相談 18日(火) 10時～正午

税務相談 18日(火) 10時～3時

外国人相談

13日(木)・27日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんばいごと・なやみごと相談

25日(火) 9時～4時

市民よろず相談 15日(土) 1時～4時

(市民よろず相談のみ会場はイオン成田ショッピングセンター2階特設会場)

◆商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎ 22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話してください。

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎ 22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 13日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎ 22-2101・成田商工会議所)

◆パートサテライト(商工会館1階・☎ 22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

◆消費生活センター(☎ 23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

◆保険年金課(☎ 20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

◆市民生活課(☎ 20-1527)

交通事故相談 4日(火) 10時～3時

◆社会福祉協議会(保健福祉館・☎ 27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 6日(木)・20日(木) 9時～正午

◆高齢者福祉課(☎ 20-1537)

介護相談 13日(木) 2時～4時

場所 セントアンナ在宅介護支援センター

(☎ 35-6071)

◆児童家庭課(☎ 20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

◆厚生課(☎ 20-1536)

戦没者遺族相談 24日(月) 10時～3時

◆開発協会(市体育館・☎ 26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時～正午

◆教育指導課(☎ 20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

◆教育センター(市立図書館2階・☎ 20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

◆教育相談室(☎ 28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

ペットの飼育・世話・登録など

飼い主は愛情と責任をもって

ペットも家族の一員です。愛情をもって終生飼うためにも、次の点に注意して責任をもって飼いましょう。

- ・ペットを飼おうとする前に、終生飼養できるか家族でよく話し合うことが大事です
- ・ペットの世話をよくし、鳴き声などで近所に迷惑を掛けないようにしましょう
- ・犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となるので絶対にやめましょう
- ・犬の散歩は引き綱をつけて、犬の動きを制御できる人が行い、



予防注射は飼い主の責任です

排せつ物は飼い主が責任をもって始末しましょう。また、猫に

についても他人の敷地で排せつすることのないよう十分な注意が必要です
ペットを捨てたり虐待したりしてはいけません。やむを得ない理由で飼えなくなった犬・猫は、動物愛護センターに引き取

【相談・手続きなどの窓口】

- 犬の登録に関する窓口「市環境衛生課(☎ 20-1531)」
- 咬傷事故などの届け出「佐倉保健所成田支所(☎ 26-7231)」
- 犬・猫の引き取り「県動物愛護センター(☎ 93-5711)」
- ペットに関する各種相談「財千葉県動物保護管理協会(☎ 043-221-2364)」

検察審査会

こんなときには
相談や申し立てを

交通事故、詐欺、脅しなどの犯罪の被害に遭い、「警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない」「悪いことをしたのに処罰されないのはおかしい。調べ直してほしい」といった不満をもっている人はいませんか。こんなときは検察審査会にご相談ください。

秘密は固く守られますし、審査などの費用は一切かかりませんので安心ください。

※くわしくは千葉検察審査会事務局(千葉地方裁判所内) ☎ 043-222-0165へ。